

万引き被疑者の特徴に関する質問紙調査

皿谷陽子¹・三阪梨紗¹・濱本有希²・平 伸二³

福山大学大学院人間科学研究科¹ 名古屋大学環境学研究所² 福山大学人間文化学部³

キーワード：万引き，少年犯罪，防犯環境設計，社会的絆

はじめに

万引きは、刑法第235条に「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と定められている窃盗罪である。その窃盗の認知件数は、平成14年に237万7,488件と戦後最多を記録した後は減少を続け、平成21年には129万9,294件と100万件以上減少した(法務省, 2010)。しかし、万引きは、平成21年の認知件数・検挙件数ともに前年より増加しているように(警察庁, 2010)、改善が認められていない。万引きは、少年においては初発型非行と呼ばれ(高橋, 1999)、本格的犯罪への入り口となるおそれがある。また、超高齢社会を迎えた日本では、高齢者の万引きの急増が社会問題化している。警察庁(2010)の統計では、高齢者の万引きによる検挙人員は、平成12年が1万1,651人、平成21年が2万7,019人となり、10年間で約2.3倍に増加している。

犯罪統計における増加に加え、万引きには多くの暗数が予想される。降旗(1983)は、長野県下において、昭和56年9月1日から12月31日までに万引きで検挙・補導された300人の少年を調査した結果、本件以外の過去の万引き延総件数が699件あり、その95%は発覚していないことを報告している。さらに、商業店舗を対象とした調査では、警察への通報は56%と約半数が暗数化していた。また、Bartol & Bartol(2005 羽生監訳2006)も、若年者(17歳以下)と年配者(60歳以上)については、常習者でない限り、店長が警察に届けられないことを指摘している。

以上のように、依然として万引きの認知件数が増加傾向にあること、暗数の多い犯罪であること、あるいは、個々には比較的軽微な犯罪であるが、件数が非常に多く再犯率も高いこと(法務省, 2009)から、万引きの実態把握と抑止対策は、安全な社会と健全な市民社会を確立する上で極めて重要な問題である。

このような万引きの蔓延に対し、警視庁は平成21年7月に「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会」を発足させて、「社会・地域における絆づくり」と「規範意識の向上」に注目した万引き防止対策を提案している(警視庁, 2009)。また、平成21年の人口1,000人当たりの万引き認知件数が、全国ワースト1位となった香川県では、香川県警察本部と香川大学が共同事業として、「安全・安心万引き防止対策事業」を発足させて、平成22年の4月から8月までに取調べを受けた被疑者147人の分析を行っている(大久保・宮前・宮前, 2010)。同様に、広島県警察本部は、平成22年の1月から3月までの間、県下27署で取調べを受けた被疑者に対し、独自作成した「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」での調査を行っている。このように現下の万引きの情勢を受けて、全国で万引き抑止の取り組みが開始されている。

ところで、広島県F市の警察署における窃盗の認知件数は、最も多かった平成14年の3,513件から、平成22年には1,819件とほぼ半減した。一方、万引きの認知件数は、322件から335件と増加した(両年とも1-9月統計)。当該地域管轄の警察署では、数年前からの増加傾向を検討するため、広島県警察本部が平成22年の1月から3月まで実施した「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」による調査を継続している。本報告では、広島県F市内の警察署が実施している万引きの被疑者への「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」を対象とし、世代間(少年, 成人, 高齢者)の万引き行動の特徴を抽出し、過去の研究・報告書(降旗, 1983; 警視庁, 2009; 大久保他, 2010; 田中・田中, 1996 など)と比較検討を行う。そして、各世代の万引き行動の特徴を把握し、万引き抑止に関する対策を提案する資料とする。なお、本調査は最終的には平成22年1月から12月までのデータを対象とするため、本報告は平成22年度上半期のデータを対象とした第一報である。

方法

分析対象 広島県F市内の警察署内において、2010年1月から6月までに取調べを受けた被疑者135名である。世代の内訳は19歳までの少年84名(男性52名, 女性32名), 20歳から59歳までの成人24名(男性15名, 女性9名), 60歳以上の高齢者27名(男性15名, 女性12名)であった。把握できた検挙歴の内訳は, 初犯89名(少年65名, 成人11名, 高齢者13名), 再犯者41名(少年16名, 成人12名, 高齢者13名)であった。

調査内容 広島県警察本部が作成した、「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」を用いた。項目は1. 犯行日時, 2. 犯行場所, 3. 被疑者(氏名, 年齢, 性別, 職業, 生活保護の受給, 同居者, 親しい友人の数, 犯歴, 所持金), 4. 共犯者, 5. 被害品と被害額, 6. 犯行発覚理由, 7. 店舗の選択理由, 8. 犯行動機, 9. 万引きへの考え方, 10. 万引きが困難な店, 11. 万引きが繰り返される理由, 12. 万引き防止の方法, 13. 取調べ中の不安の13項目であった。各項目のいずれかに未記入がある場合, その被疑者の回答すべてを分析の対象外とはせず, 項目毎に記入してある人数で分析した。

調査方法 取調べを担当した警察官が, 警察署もしくは交番において, 「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」の13項目を被疑者に質問して記入した。

結果

本研究では, 少年, 成人, 高齢者の3つの世代に分け, 特徴の見られた犯行時間帯, 犯行場所, 職業, 犯歴, 共犯者, 被害品と被害額, 犯行動機, 万引きへの考え方, 万引きが繰り返される理由についてのみ報告を行う。

犯行時間 犯行時間を6~10時, 10~14時, 14~18時, 18~22時, 22~翌朝2時, 2~6時に区切り集計した。少年の犯行時間は, 6~10時が0%(0名), 10~14時が24%(20名), 14~18時が60%(50名), 18~22時が8%(7名), 22~翌朝2時が2%(2名), 2~6時が5%(4名)であった。成人の犯行時間は, 6~10時が4%(1名), 10~14時が21%(5名), 14~18時が56%(13名), 18~22時が17%(4名), 22~翌朝2時が4%(1名), 2~6時が0%(0名)であった。高齢者の犯行時間は, 6~10時が0%(0名), 10~14時が56%(15名), 14~18時が30%(8名), 18~22時が11%(3名), 22~翌朝2時が4%(1名), 2~6時が0%(0名)であった。

犯行場所 少年の犯行場所は, 大型スーパー64%(54名), その他のスーパー12%(10名), ホームセンター4%(3名), コンビニ7%(6名), ドラッグストア5%(4名), 家電量販店は無く, 書店7%(6名), その他1%(1名)であった。成人の犯行場所は, 大型スーパー42%(10名), その他のスーパー25%(6名), ホームセンター8%(2名), コンビニ13%(3名), ドラッグストア8%(2名), 家電量販店, 書店は無く, その他4%(1名)であった。高齢者の犯行場所は, 大型スーパー30%(7名), その他のスーパー56%(15名), ホームセンター15%(4名), コンビニ4%(1名), ドラッグストア, 家電量販店, 書店, その他はなかった。

職業の特徴 少年は有職者1%(14名), 無職者0%(0名), 小学生10%(8名), 中学生75%(63名), 高校生13%(11名), 大学生0%(0名), 専修学生等1%(1名)であった。成人は有職者38%(9名), 無職者58%(15名), 高校生4%(1名)であった。高齢者は有職者11%(3名), 無職者89%(24名)であった。

犯歴の特徴 図1より, 犯歴有は41名であり, 少年39%(16名), 成人29%(12名), 高齢者32%(13名)であった。犯歴無は89名であり, 少年73%(65名), 成人12%(11名), 高齢者15%(13名)であった。世代間で犯歴の有無において χ^2 検定を行ったところ, 少年は犯歴無の方が有意に多いことが分かった。

共犯者の有無の特徴 共犯者有は57名であり, 少年95%(54名), 成人2%(1名), 高齢者4%(2名)であった。共犯者無は78名であり, 少年38%(30名), 成人29%(23名), 高齢者32%(25名)であった。世代間で犯歴の有無において χ^2 検定を行ったところ, 少年は共犯者有の方が有意に多いことが分かった。成人と高齢者は共犯者無の方が有意に多いことが分かった。

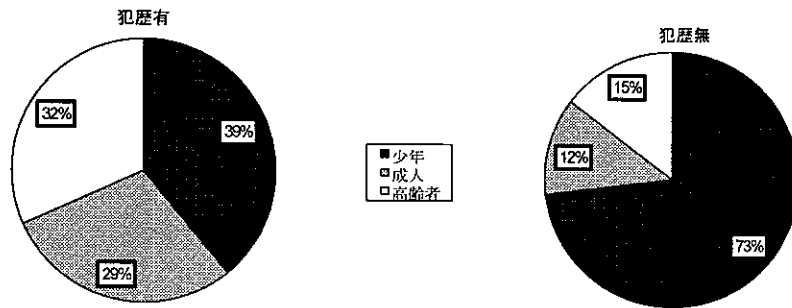


図1 犯歴の有無の世代の割合

被害金額による検討 世代別の平均被害金額は、少年 12970.1 円($SD=18635.68$), 成人 10620.4 円($SD=17140.82$), 高齢者 2218.9 円($SD=2921.94$)であった。1 要因の分散分析を行った結果、世代の主効果が認められ($F(2, 121)=3.95, p<.05$), 多重比較の結果、被害金額は高齢者より少年の方が有意に高くなることが分かった。また、年齢と被害金額に有意な負の相関係数(-.28)が認められた。なお、図2から分かるように、高齢者の金額は1万円以下が多く、少年は高額な金額(1万円以上)の層と1万円以下の層に分かれていた。低額被害金額群では、全体で94名が該当した。割合的には共犯者有が32%(30名)、共犯者無が68%(64名)であった(図3)。次に、共犯者有において、少年が93%(28名)であり、7%(2名)は高齢者であった。共犯者無においては、少年39%(25名)、成人27%(17名)、高齢者34%(22名)であった。少年において、共犯者有無で比較をすると、共犯者有が53%(28名)、共犯者無が47%(25名)であった。また、高額被害金額では、全体で30名が該当した。割合的には共犯者有が77%(23名)、共犯者無が23%(7名)であった(図3)。次に、共犯者有において、少年が96%(22名)であり、4%(1名)は成人であった。共犯者無においては、少年14%(1名)、成人71%(5名)、高齢者14%(1名)であった。少年において、共犯者有無で比較をすると、共犯者有が96%(22名)、共犯者無が4%(1名)であった。

なお、被害品の種類については食料品が多く、少年20名(24%), 成人10名(42%), 高齢者16名(59%)であった。

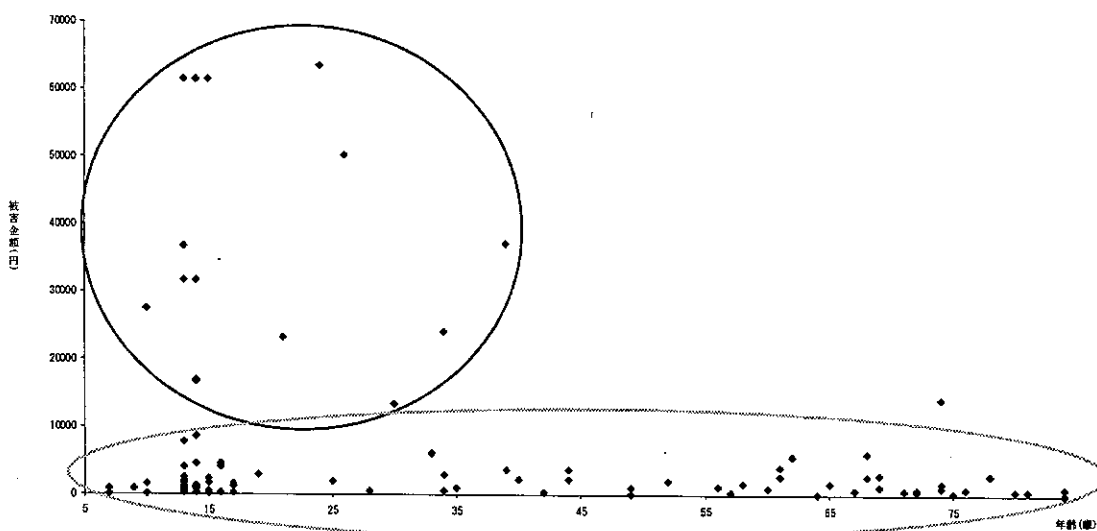


図2 各被疑者の被害金額の散布図

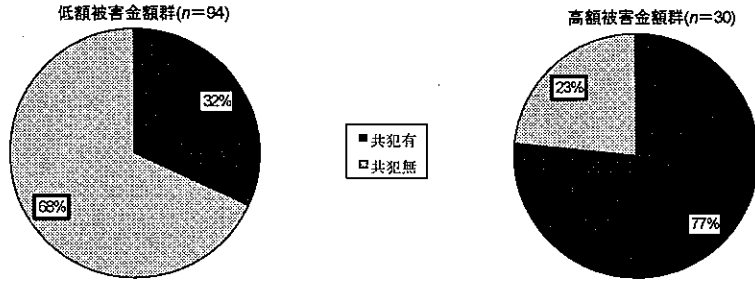


図3 低額被害金額(左)と高額被害金額(右)別の共犯者有無の割合

犯行動機の特徴 図4より、少年は「所持金が足らなかった」が49% (39名)、「所持金を使うのがもったいなかった」が30%(24名)、「スリルなどのゲーム感覚」が10% (8名)であった。なお、少年のみに「友人に誘われて断れなかった」があった(9%, 7名)。成人は「所持金が足らなかった」が36% (9名)、「所持金を使うのがもったいなかった」が全体の48%であった(12名)。「友人に誘われて断れなかった」はなく、「スリルなどのゲーム感覚」が4%(1名)であった。高齢者は「所持金が足らなかった」が13% (3名)、「所持金を使うのがもったいなかった」が79%であった(19名)。「友人に誘われて断れなかった」、「スリルなどのゲーム感覚」はなかった。

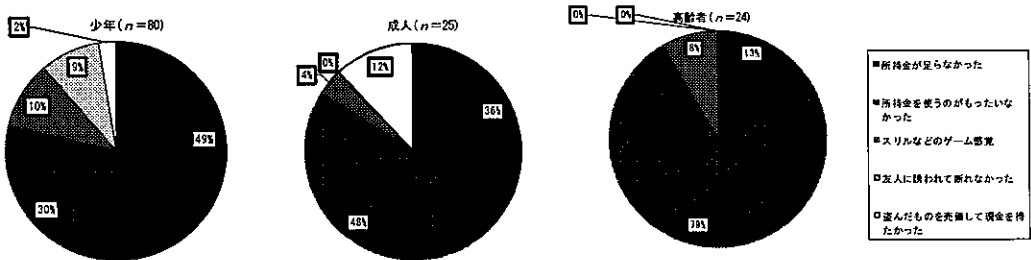


図4 少年(左), 成人(中), 高齢者(右)の犯行動機別割合

万引きへの考え方 図5より、「犯罪だとは思っていない」に対する回答者はおらず、「捕まらなければよい」という回答が少年55名(69%)、成人16名(67%)、高齢者10名(38%)であった。

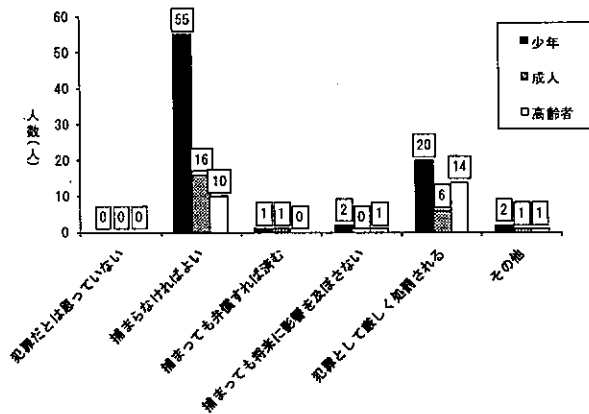


図5 万引きについての考え方の世代別人数

万引きが困難な店 少年は、店員によく声をかけられる26%(18名)、店員がよく巡回している26%(18名)、防犯カメラがある20%(14名)、私服警備員がいる3%(2名)、万引き防止機器(防犯タグ等)がある4%(3名)、防犯表示(防犯カメラ作動中等)がある1%(1名)、その他19%(13名)であった。成人は、店員によく声をかけられる15%(3名)、店員がよく巡回している37%(7名)、防犯カメラがある5%(1名)、制服警備員がいる11%(2名)、私服警備員がいる5%(2名)、その他26%(5名)であった。高齢者は、店員によく声をかけられる22%(4名)、店員がよく巡回している33%(6名)、防犯カメラがある6%(1名)、制服警備員がいる11%(2名)、その他28%(5名)であった。

万引きが繰り返される理由の特徴 「捕まらないから」が少年73%(58名)、成人39%(9名)、高齢者42%(10名)、「捕まることを何とも思っていないから」が少年4%(3名)、成人9%(2名)、「刑事処分が軽いから」が少年9%(7名)、成人9%(2名)、高齢者17%(4名)であった(図6)。

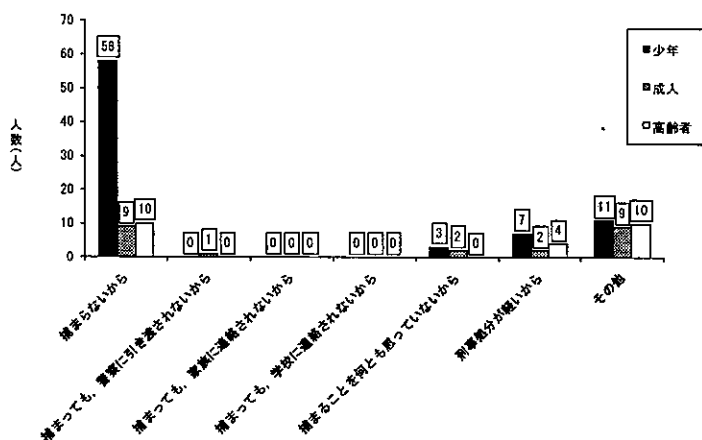


図6 万引きが繰り返される理由の世代別人数

考察

本研究の目的は、窃盗の認知件数が減少傾向にある中、依然として増加傾向にある万引きについて、その傾向が顕著である広島県F市の警察署における「万引き聞き取り調査表(被疑者用)」を対象とし、万引き被疑者の世代間の特徴を抽出し、万引き抑止に関する資料を提供することであった。

まず、犯行時刻は、少年の50%以上が14時～18時に犯行を行っており、下校時や休日の自由時間との関連が高いのに対し、高齢者では10時～14時が30%と最も多くなり、昼食時間帯に関連した犯行を伺わせる。犯行場所は、大型スーパーとその他のスーパーで少年が76%、成人が67%、高齢者が86%となっている。この結果は、万引きは大量消費時代の犯罪であるという説を支持する。鹿島(1991)は、デパートが豊富な商品を魅力的な展示の仕方で一挙に見せることで消費への欲望を喚起し、店員の手を借りずに直接商品を手にするシステムに変わった歴史を記している。つまり、このような欲望を喚起する構造を維持しながら、店員を少なくする販売方法が万引きの機会を増大させていると考えられる。したがって、降籬(1983)が述べているように、店内の見通しを良くし、陳列方法を工夫した整備された店内環境を整えることが必要である。近年、犯罪環境心理学の中で発展し、犯罪抑止に貢献している防犯環境設計(Crowe, 2000)の概念を取り入れた店舗設計が望まれる。特に、店内環境の物理的整備のみならず、監視性の確保や領域性の強化といった、店員や利用客の意識の変化に基づく防犯が重要である。実際に、万引きが困難な店という質問に関しては、「店員によく声をかけられる」「店員がよく巡回している」という項目が、いずれの世代でも50%を超えており、万引き防止に非常に有効な方法であることが見出された。

職業に関しては、少年は中学生が多く、成人と高齢者は無職者の方が多かった。犯罪の抑止は、その個人の発達段階において重要な社会的な存在（たとえば、児童・生徒であれば学校、会社員であれば会社、既婚者は配偶者など）との社会的絆(Hirschi, 1969 森田・清水監訳 1995) が強いほど、その抑止効果が高いと考えられる。法務省(2009)の統計では、安定就労者の再犯率が約19%であるのに対し、無職者の再犯率は約34%と高いことがわかっている。このように万引きの抑止にも、世代毎に重要な社会的絆の構築が必要である。また、犯歴と共犯の項目では、少年は初犯が多く、共犯と行動している場合が多く見られた。犯歴に関しては、降旗(1983)のように発覚していない万引きの存在を確認することが必要である。また、共犯は少年のみの特徴であり、後述する少年の万引き抑止対策に重要なポイントとなる。

平均被害金額は、少年12970.1円、成人10620.4円、高齢者2218.9円であり、年齢と被害金額には有意な負の相関も認められた。少年が高額になる原因としては共犯の存在が多く、高齢者が少額になる原因としては被害品に占める食料品の率が高い(59%)ことが挙げられる。小林(2008)は、非行少年の友人関係について、「弱い社会的結びつき」と「反社会的な仲間」という危険因子を挙げている。前者は、遵法的な同輩(学校の同じクラスの生徒で学業やクラブ活動等に励む者)と親密な関係を結べないことを意味しており、それを補償するために反社会的な態度をもつ者と交友を深めると考えられている。本来、万引きを引き留める役割を担う同輩の存在が必要であるが、万引きの少年被疑者の場合には、万引きを一緒に実行したり、助長させるような同輩が存在するという現状が見られた。警視庁(2009)は、万引き防止対策として、「社会・地域における絆づくり」と「規範意識の向上」を提案しているが、本研究の結果もそれを支持するものであり、遵法的な同輩との関係構築が少年の万引き抑止には有効と考えられる。なお、本研究のすべての被疑者が、「万引きが犯罪である」と認識している反面、「捕まらなければよい」と考え、「捕まらないから」繰り返すという現状が見られた。大久保他(2010)も、万引き被疑者の規範意識は高く、悪いとわかっているにもかかわらず問題を起こすことを報告している。つまり、「万引きは犯罪である」という知識レベルでの規範意識は十分に備わっているが、行動レベルで統制できる知識、判断力、環境などが備わっていないことが示唆される。特に、少年では、「所持金が足らなかった」「所持金を使うのがもったいなかった」「スリルなどのゲーム感覚」「友人に誘われて断れなかった」という動機が多く、「捕まらないから」繰り返すという傾向がある。したがって、全件通報の徹底による厳しい対応や、良好な友人関係の構築による万引き抑止力の向上が望まれる。また、高齢者の79%が、犯行動機として「所持金を使うのがもったいなかった」と回答していた。高齢者の81%が無職や年金生活者であることから、安定して十分な社会生活が送れる福祉政策の必要性も感じられた。さらに、高齢者には職業という社会的絆がない場合が多いため、地域や家族を中心とした社会的絆の構築が必要と考える。

【謝辞】本論文は、平成19～23年度私立大学社会連携研究推進事業(文部科学省/私立大学学術研究高度化推進事業)プロジェクト3「こころづくり 地域の心の健康作りに関する実践的研究」の一部である「安全・安心まち作りに関する実践的研究」の一環として執筆した。また、本論文の作成に当たり、広島県警察本部より資料提供を受けた。ここに記して感謝の意を表します。

引用文献

- Bartol, C.R., & Bartol, A.M. (2005). *Criminal behavior: A psychosocial approach*. 7th ed. New Jersey: Prentice Hall.
- (バートルC.R.・バートルA.M. 羽生和紀(監訳) 横井幸久・田口真二(編訳) (2006). 犯罪心理学——行動科学のアプローチ—— 北大路書房)
- Crowe, T.D. (2000). *Crime prevention through environmental design: Applications of architectural design and space management concepts (2nd Ed.)*. Oxford: Butterworth-Heinemann.

- 降旗志郎 (1983). 長野県下における万引き非行の実態 科学警察研究所報告防犯少年編, 24, 106-116.
- Hirschi, T. (1969). *Causes of delinquency*. Berkeley: University of California Press.
- (ハーシ T. 森田洋司・清水新二 (監訳) (1995). 非行の原因—家庭・学校・社会のつながりを求めて— 文化書房博文社)
- 法務省 (2009). 平成 21 年版 犯罪白書 特集—再犯防止施策の充実— 2009 年 11 月 6 日
<http://www.moj.go.jp/housouken/housou_2009_index.html> (2009 年 11 月 28 日)
- 法務省 (2010). 平成 22 年版 犯罪白書 特集—重大事犯者の実態と処遇— 2009 年 11 月 12 日
<http://www.moj.go.jp/housouken/housou_2010_index.html> (2009 年 11 月 28 日)
- 鹿島 茂 (1991). デパートを発明した夫婦 講談社
- 警視庁 (2009). 万引きに関する調査研究報告書 「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会 2009 年 9 月 14 日
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/manbiki/manbiki_chosa.pdf> (2010 年 11 月 28 日)
- 警察庁 (2010). 平成 21 年の犯罪情勢 2010 年 8 月 13 日
<<http://www.npa.go.jp/toukei/seianki8/h21hanzaizyousei.pdf>> (2010 年 11 月 28 日)
- 小林寿一 (2008). 少年非行の原因と説明理論 小林寿一(編著) 少年非行の行動科学 学際的アプローチと実践への応用 北大路書房 pp.20-51.
- 大久保智生・宮前淳子・宮前義和 (2010). 万引きの心理的要因に関する検討 (I) —— 被疑者を対象とした分析 —— 犯罪心理学研究, 46(特別号), 印刷中.
- 高橋良彰 (1999). 新犯罪社会心理学 学文社
- 田中純夫・田中奈緒子 (1996). 万引きで補導・検挙された少年の生活意識と犯行時の意識 犯罪心理学研究, 34, 1-16.

A questionnaire survey on the characteristics of shoplifters
Yoko Saragai, Risa Misaka, Yuki Hamamoto, and Shinji Hira

Recently, there has been a striking increase in the number of shoplifters among juvenile and elderly people. To analyze characteristics of such shoplifters, a questionnaire was administered to juvenile (under 20 years old), adult (20-59 years old), and elderly (over 60 years old) shoplifters during police examinations. Results showed that the juvenile shoplifters tended to steal higher-priced goods compared with the elderly. Furthermore, most of juvenile shoplifters were stealing the commodities with their friends just for fun of it. Finally, a possible means to prevent shopliftings was discussed from viewpoints of "Crime Prevention Through Environmental Design (CPTED)" and "the social bonds" that are both important concepts of criminal psychology.

key words: shoplifting, juvenile delinquency, crime prevention through environmental design, social bond

(指導教員：平 伸二)